

第8回 大網白里市議会政治倫理検討会議 会議録

日時 令和8年6月17日（水曜日）午前11時15分開会

場所 中央公民館 1階 講義室

出席委員（5名）

田 辺 正 弘	座 長	上 代 和 利	座長職務 代 理 者
高 野 祐 二	委 員	森 建 二	委 員
黒 須 俊 隆	委 員		

陪席者（2名）

小 倉 利 昭	議 長	土 屋 忠 和	議会運営 委 員 長
---------	-----	---------	---------------

事務局職員出席者

議会事務局長	鵜 澤 康 治	副 主 幹	松 本 剣 児
主 任 書 記	若 菜 陽		

議事日程

第1 開会

第2 座長あいさつ

第3 協議事項

- (1) 政治倫理に関する規定のたたき台について
- (2) 政治倫理に関する規定の制定方式について
- (3) その他

第4 その他

第5 閉会

◎開会の宣告

○鵜澤康治議会事務局長 ただいまから第8回大網白里市議会政治倫理検討会議を開会いたします。

それでは、次第の2、座長あいさつ、田辺座長、よろしくお願いいたします。

(午前11時15分)

◎座長あいさつ

○座長(田辺正弘座長) 改めまして、皆さんご苦勞様でございます。

議運の方が少し長引いたので、締めは11時45分を目途に毎回慣例的に行っていますので、ひとつよろしくお願いします。また、11、12、13条、最後の三つの条の中を、皆さんで意義ある発言のもと進めていきたいと思います。よろしくお願いします。

それから陪席者となる土屋議会運営委員長を、今度はメンバー変わりましたのでご紹介します。一言どうぞ。

○土屋忠和議会運営委員長 長々やっている重要な案件でございますので、慎重審議のほどよろしくお願いします。

○鵜澤康治議会事務局長 次に、次第の3、協議事項に入りたいと思います。座長、進行の方よろしくお願いします。

○座長(田辺正弘座長) 本日の出席委員は、5名でございます。

大網白里市議会政治倫理検討会議設置要綱第6条第2項の規定による定足数に達しておりますので会議は成立いたします。傍聴希望者はおりますか。

(「おりません」と呼ぶ者あり)

○座長(田辺正弘座長) いなようですので、次に進みます。

- ◎協議事項
- (1) 政治倫理に関する規定のたたき台について
 - (2) 政治倫理に関する規定の制定方式について
 - (3) その他

○座長（田辺正弘座長） それでは協議事項の(1)政治倫理に関する規定のたたき台ですが、前回までの内容を踏まえた上で、条例案と規程案の第11条から検討に入ります。それでは皆様のご意見を求めます。

黒須委員。

○黒須俊隆委員 いつものように、要点だけ議会事務局から説明してもらった方がいいんじゃないですか。

○座長（田辺正弘座長） では今、黒須委員の発言がありましたように、事務局の方で要点をちょっと11、12、13条、お願いいたします。

○議会事務局 それではまず11条でございますが、前の条から全てセットものというか、つながっているものなんですけれども、11条の第1項については、議員さん本人に対する規定でございます。内容的には、議員が有罪の判決を受けて、刑が確定した場合で、その刑が公職選挙法や地方自治法の規定によって被選挙権を失う場合や、失職するものでない場合はその議員については、自身の名誉とは品位を守り、市民の信頼を回復するために必要な措置を講じるということを規定しております。

そして、第2項ですね。第11条の2というところですけど、これは議会に対する規定で、第1項に該当する事案が生じた議会において、その程度が議会の名誉や品位を損なう重大なものであったとき、地方自治法の規定により懲罰を科す等の措置をとることができる旨を規定しております。

それぞれ条例、規程どちらも内容的な表現としては、同じ内容となっております。

続いて12条ですが、第1項ですね、議員が実質的に経営に携わっている法人の部分ですが、議員が経営に関与する法人または議員の親族が経営する法人について、地方自治法第92条の2で定められている兼業禁止の規定の趣旨を尊重して、市に関連する者との請負契約などを辞退するよう努めなければならない、とするものです。

第12条の第2項については、第1項にある議員が経営に関与する法人または議員の親族が経営する法人のほか、議員の2親等以内が経営する法人または同居の親族が経営する法人が、市に関連する者と請負契約等を締結した場合は、議長に届出を義務付けるといふうになっております。内容的にはこれも、条例でも規定でも同じたたき台となっております。ただ、実際どちらで制定するにあたって、この太字部分、議員本人ではなくて、議員の配偶者若しくはのところですね。これは、千葉市を基にしてありますけれども、特に法律ではここまで

入っていないので、これは条例なり規程なりで独自に市町村が制定する形となっております。

第13条については、これは委任ということですね。これは、例規上の決まり文句と言いますか、条例以外のものの細かいことは、規則なり、他に議長が定めるというような決まり文句というものになっておることの内容ですので、特に内容的にはあまり審議するような内容ではないと思われます。

以上でございます。

○座長（田辺正弘座長）　ありがとうございます。

11、12条は、文面は全く同じ内容だと思います。13条は条例か訓令かの違いだけであって、それを含めまして、皆様のご意見等をお願いしたいと思います。

黒須委員。

○黒須俊隆委員　11条、12条ともに、あった方がいいだろうということで、文面等も特に問題はないと思うんですけども。先ほど議会事務局の説明があった通り、この太字の部分はどうするかという話なんですけれども。まあこれでもいいかなって気もするし、他の自治体の条例等を見ると、議員の3親等以内っていう場合もあると思うんですけど。まあだから、仮に入れるとしたら、2親等なのか3親等なのかを議論するっていうことですよ。

あと確認ですけど、同居の親族というのは、これは2親等ではなくて、もう3親等でも4親等でも、その同居の親族だということだと思うんですけど、そこを一応確認した上で議論を進めればいいと思います。

まあ私としてはね、どうせ作るんだったら3親等以内でいいと思うし、どうしても2親等の方がいいと言うなら、それに反対するものではないです。

○座長（田辺正弘座長）　ありがとうございます。

事務局さん。

○議会事務局　今の、同居の親族というところなんですけど、ここの表現上は黒須委員のおっしゃる通り。あの親族という、まあ大きいくくりで同居していればっていうことなんで、特に親等は何親等じゃなきゃダメっていうような表現とはなっておりません。ただ、この表現もいろいろな表現の仕方は、実際あると思いますけど、一応これ上では委員のおっしゃった通りだと思います。以上です。

○座長（田辺正弘座長）　他の委員の方。座長がまず、先頭立って発言するのでもいいかなものかと思うので、委員の皆様の意見を求めたいと思います。

森委員。

○森 建二委員 まあ、あの黒須委員のおっしゃったように、あの11条、12条、13条、特に現時点でこの規程と条例について違いは、この13条の訓令か条例かという部分のみですので、内容的にも妥当かなと思いますし。まあ、さっきおっしゃったように2親等、3親等、いろいろ例を挙げて今頭の中で考えましたけれども、どちらでもよろしいのかなというふうに私は考えています。基本的にあの、倫理規定ですから、倫理に反することをしないという意味ではどちらでもよろしいのかなと。

以上です。

○座長（田辺正弘座長） 高野委員、何かございますか。

○高野 祐二委員 そうですね。私もこの、太字の部分を変えるのであればということなんですけれども、2親等、3親等。ただ、3親等よりも2親等ぐらいの方が、本市はやはり人口も少ないので、そういった部分の方がよろしいのかなという。3親等まで行っちゃうと、結構幅広く、やはり小さい町ですので、親戚とかそういうところもあったりもするものはあるかもしれないので、そこら辺に関しては、2親等にしておいた方が、私の意見的にはいいのかなというふうに感じます。

以上になります。

○座長（田辺正弘座長） 上代委員

○上代和利委員 私も今、皆さんもう三人の方が言ってましたけども、そういった意見に同意したいと思います。良いと思います。

○座長（田辺正弘座長） 私といたしましては。まあ12条、文面の中で努めなければ、努力義務みたいな言葉が入ってしまして。12条の2の項目は、私は削除してもいいのかなという考えを私は持っております。11条はこのままで。松本さんも言われたように、その太字の部分に対しての解釈を要協議した方がいいということで伺ってますが。まあそういうね、犯罪だとかそういうのやる議員はいないとは思いますが。一応、皆さんで一生懸命協議して、条例とか規程とかそういうの作るにあたりまして、12条の縛りはなくてもいいんじゃないかなという私の個人的な考えを述べさせていただきました。

上代委員

○上代和利委員 今おっしゃったのは、12条の2項の方は削除したいということですか。

（「はい、そうです」と呼ぶ者あり）

○上代和利委員 1項はいいんですよ。

○座長（田辺正弘座長） はい。黒須委員。

○黒須俊隆委員 私は逆にね、その先ほども2親等でもいいけれども、可能なら3親等の方がいいんじゃないかと先ほど申し上げたのは、その3親等っていう、1親等が親ですか。2親等は兄弟ですかね。だいたい議員っていうのは、まあ若い方も最近はいらっしゃいますけど、だいたい平均的には年配の議員が多いと思うんですよ。その兄弟の甥っ子、姪っ子はその社長をしている会社が公共事業をやるなんていう場合が結構あると思うんですよ。そうすると3親等ってことになりますよね。実際に想定されて、本市でもいかにもいっぱいありそうなのはね。田舎ならではね、3親等くらいまでっていうのはすごい固いつながりっていうんですかね。親子同然に近いくらい甥っ子、姪っ子もその家族というね、そういうようなつながりの中で、まあどうせ作るんだったら、甥っ子、姪っ子みたいなものを想定した上で、公共事業からは辞退してもらおうということが、この要項には必要ではないかなと。だから先ほど2親等でも3親等でもいいけど、まあそのできれば3親等って先ほどは言ったんだけど、先ほどのその意見は半分撤回して、ぜひ3親等でまずは、議論をしていただきたいなと思います。

以上です。

○座長（田辺正弘座長） 今、黒須委員からの発言がございましたが、私は文言はいらない、文言を入れるなら2親等まで、それと3親等までという三つの意見が出ましたが、その辺についてもう少し皆様のご意見を求めたいと思います。高野さん曰く、こんな小さな市で3親等とまでやるとみんなそれに当てはまっちゃうようなことで、市に対するいろんな事業をやったり、市に協力団体としてボランティアをはじめ、色んなことをやるにあたって差し障りが、ボランティアに対しても差し障りが出てくるんじゃないかという、私も気がいたしますし、縛りを緩めるって言ったら語弊がありますけれど、条文の中に、こういうふうになったら二親等までと、三親等までという流れになりますんで。高野さんは二親等ということで、黒須さんは三親等。あとはお二方の委員の方の、ちょっと意見をお聞きしたいと思います。

（「配偶者って1親等でしたっけ」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

○座長（田辺正弘座長） それでは、法律というかね、こういう条例とかそういうのは、言葉尻もいろいろ難しいし、みんなもちろん専門家ではありませんので、市議会のいい運営ができるようにするための会議だと思ってますので、その辺を含めまして、これは皆様の次回の

宿題ということで。結論を急ぐわけじゃなくて、議員間の合意形成を図るよう、最大限の努力を皆さんでしながら、次回の最初のテーマとして持っていきたいと思いますが、黒須委員どうでしょうか。

○黒須俊隆委員 宿題の分はいいですね。その良いものを作るんだったら、別に時間が、明日作らなきゃいけないってことはないですから。

○座長（田辺正弘座長） 言い方悪いけど、2親等、3親等、どこまでが2親等なんだ、3親等だかっていう意見も出てきていますんで。皆様で良いものを作るには焦らないでやっていきたいと思いますんで、どうでしょうか。

○上代和利委員 皆さんで合意を得た方がいいと思いますので、座長のおっしゃる通りだと思います。

○座長（田辺正弘座長） 事務局長。

○鶴澤康治議会事務局長 今、第12条の部分、宿題ということでございますので、その宿題ということであれば2項だけじゃなくて、1項の部分も太字がありますので、そこも踏まえてですね、宿題ということで次回やっていただければと思います。

○座長（田辺正弘座長） 12条の1項、2項両方ということですね。

○鶴澤康治議会事務局長 太字のところが2箇所ありますので、宿題ということであれば。

○座長（田辺正弘座長） わかりました。ということで、本日の検討会議をこれにて終了したいと思います。よろしいでございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○座長（田辺正弘座長） それでは協議事項とその他を終了し、事務局にお返しします。

◎閉会の宣告

○鶴澤康治議会事務局長 それでは以上をもちまして第8回大網白里市議会政治倫理検討会議の方を閉会いたします。ご苦労さまでございました。

（午前11時36分）